

津市教育 I C Tヘルプデスク運営業務

プロポーザル実施要領

令和7年3月

津市

津市教育 I C Tヘルプデスク運営業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

津市教育 I C Tヘルプデスク運営業務

(2) 業務の目的

津市G I G Aスクール構想の推進に伴い、タブレット端末や大型テレビ等の I C T機器と授業支援クラウドやデジタル教科書等のデジタル教材の利用が拡大している現状において、増大した運用管理業務を I C Tに関する専門的知識及び経験を有する事業者へ委託し、職員の負担軽減を図るとともに、安定したサポート体制による学校における良好な学習環境の維持を目的としています。

(3) 業務内容

I C Tヘルプデスク業務

- ・ 学校等の I C T機器の利用方法や不具合等に関する問い合わせ等への対応
- ・ I C T機器の不具合・設定変更など運用・保守業務
- ・ 各種ソフト・システムの不具合対応・設定変更などの運用・保守業務
- ・ 校内ネットワークの運用・保守業務
- ・ 学習用端末等の管理業務
- ・ 校務用端末の管理業務
- ・ ソフトウェア等インストール業務

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、契約締結日から令和7年9月30日までは準備期間とする。

なお、準備期間については、委託料は発生しないものとする。

(6) 提案上限額

70,908千円（消費税及び地方消費税を含まない金額※）

※ 消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提案上限額には、上記(3)の業務に係る全ての経費を含むものとし、履行期間

全体に係る金額とし、提案上限額を超えてはならない。提案上限額を超えた提案は無効とする。

2 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する者）と他の事業者とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。

※ 本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表事業者のみが契約を行い、代表企業は共同の事業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うこととするが、状況に応じて、上記1(3)の業務内容について津市と各事業者が必要な契約を行うことも可とする。

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

(2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止措置を受けていないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。

3 企画提案書提出までの流れ

(1) スケジュール

関係書類については、津市ホームページで公表する。

公告	令和7年3月17日（月）
実施要領等の配布	令和7年3月17日（月）から 4月25日（金）午後5時15分まで
質問書の受付	令和7年3月17日（月）から 4月7日（月）午後3時まで
質問の回答期限	令和7年4月11日（金）午後5時まで
参加表明書提出期限	令和7年4月25日（金）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和7年4月25日（金）午後5時15分まで
審査（企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年5月23日（金）
審査結果通知	令和7年5月28日（水）以降速やかに

(2) 公告等に関する質問の受付

公告等に記載の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和7年3月17日（月）から4月7日（月）まで（午後3時必着）

イ 提出方法

「質問書」(様式1)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。(E-Mail: 229-3292@city.tsu.lg.jp)

※E-Mailフリガナ: ~@シーアイティーワイ. ティーエスユー. エルジー. ジェーピー

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話、口頭による質問には対応しない。

(3) 公告等に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年4月11日(金)午後5時までに津市ホームページに掲載する。なお、電話、口頭での回答等、個別には対応しない。

(4) 参加表明書等の受付

応募者は、次の各号のとおり「参加表明書」(様式2)及び必要書類を担当課に提出し、参加資格審査を受けること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式2)

共同の事業体での参加の場合、同意書(任意様式)を併せて提出すること。

(イ) 事業者概要等整理表(様式3)

参加表明書と割印にすること。

(ウ) 宣誓書(様式4)

※ 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない事業者については「2 参加資格」の(1)に記載の書類及び国税の未納がないことの証明書(個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3)、本店所在地における都道府県税及び市町村税(支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の完納を証明する書類(新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届(写し))を併せて提出すること。

※ (ア)及び(ウ)に押印する印鑑については、津市競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に登載されている者は、当該名簿への登録に当たって使用印鑑として届け出した印鑑、登載されていない者は、提出した印鑑(登録)証明書と同じ印鑑とする(以下「届出等印鑑」という。))。

イ 提出期限

令和7年4月25日(金)午後5時15分まで(厳守)

ウ 提出方法

担当課に持参または郵送すること。(期限内必着)

エ 辞退

参加表明書を提出した後に、辞退する場合は、令和7年5月2日(金)午後5時

15分までに「参加辞退届」(様式5)を担当課まで直接持参もしくは郵送により提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた応募者は、次の各号のとおり担当課に企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

提出部数：原本1部(様式6を鑑にしたもの)、写し11部合計12部

また、「4 企画提案書作成方法」の(2)において指示する書類を添付書類として併せて提出すること。

なお、同提案書のデータ(PDF形式)も提出すること。

(イ) 見積書

提出部数：代表者印押印のもの1部(封入封緘押印のこと)

企画提案書記載の見積内容で作成したもの。(内訳が記載されていること)

なお、「見積シート」(様式7)を別紙として添付すること。

(ウ) 共同の事業体(コンソーシアム方式) 概要書(様式8)

提出部数：代表者印押印のもの1部

共同の事業体の役割体制や業務処理体制図について記載すること。

イ 提出期限

令和7年4月25日(金) 午後5時15分まで

ウ 提出方法

担当課に持参または郵送すること。(期限内必着)

4 企画提案書等作成方法

津市教育ICTヘルプデスク運営業務企画提案書(以下「提案書」という。)は、以下のことを踏まえて作成すること。

(1) 提案書の概要

ア 名称

「津市教育ICTヘルプデスク運営業務企画提案書」とすること。

イ 提案書の様式等

サイズ等：A4版横書き

ページ数：35ページ以内(表紙、目次、合紙は含まない)

印刷の面：両面

提出部数：12部(原本1部、写し11部)

(2) 提案内容の記載方法

以下の項目に従って作成すること。

1. 提案全体 今回の提案に関する基本的な考え方を提案する。 特に、市が期待する効果を実現するための事業受注についての考え方、事業実施にあたって想定されるリスクや課題に対する考え方等について提案すること。
1. 1. 提案コンセプト
1. 1. 1. 本事業内容の理解度
1. 1. 2. 本事業の実現方法
1. 1. 3. 地場企業活用の考え方
1. 1. 4. サービス提供形態の考え方
2. 実施体制 事業の実施体制（参加企業ごとの役割分担・保有資格、人員体制など）について提案すること。
2. 1. 事業実施体制（企業）
2. 1. 1. 事業実施体制（参加企業）と役割分担
2. 1. 2. 保有資格
2. 2. 各業務実施体制（人員）
2. 2. 1. 責任者
2. 2. 2. 業務遂行体制
3. 業務内容 I C T機器の利用方法や不具合等に係る問い合わせへの対応及びシステム等の運用管理に係る業務内容について提案すること。
3. 1. サービス内容
3. 2. 実施体制
3. 3. 業務フロー・運営ルール
3. 4. 業務効率向上について
4. S L A（サービスレベルアグリーメント） S L Aの考え方及びS L A内容について提案すること。
4. 1. サービスレベルアグリーメントの考え方について
4. 2. S L A（案）
5. 作業スケジュール 導入～運用開始に係わるスケジュール全体を提案すること。
5. 1. 全体スケジュール
5. 2. 導入フェーズ
5. 3. 運用フェーズ
6. 実績 提案業務の実施・運用実績等（現在継続中の契約も含む）を提案すること。
6. 1. 実績
7. その他 その他上記提案内容以外の有益な提案内容について提案すること。
7. 1. 追加提案
7. 2. 業務遂行上の条件

(3) その他

- ア 提案書は、1 者 1 提案とする。
- イ 提案書には、会社等の名称を一切記入しないこと。また、作成した会社等が推定できるような記述やロゴ等の挿入も行わないこと。
- ウ 提案書受付後の追加及び修正等は認めない。

5 提案書の審査等に関する事項

(1) 選考の方法

津市教育 I C T ヘルプデスク運営業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書に基づくプレゼンテーションを受け、企画提案内容等を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者（共同の事業体の場合は代表企業）を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。評価基準は、様式 9 「評価項目及び評価基準」の項目を対象とする評価による。

なお、提案者が 1 者のみの場合であっても審査を実施する。また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しないものとする。

(2) 審査

提案書に基づいた提案説明(プレゼンテーション)及び質疑応答による審査を行う。

1 提案者当たりの提案説明は 20 分以内、質疑応答は 20 分以内とする。

なお、提案書に不明点等のある場合は、別途確認時間を設ける場合がある。

ア 開催日時

令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 2 時 00 分から午後 5 時 00 分頃まで
ただし、開催日時は予定とし、状況により変更する場合がある。

イ 審査方法

様式 9 「評価項目及び評価基準」の審査評価項目を対象に審査を行う。

ウ 審査結果の通知

審査結果については、令和 7 年 5 月 28 日（水）以降速やかに各提案者に対して結果を通知する。

エ その他

提案説明には、業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。なお、参加人数は 5 名までとする。提案説明時において、必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは担当課において準備するが、その他必要とする機材については、提案者が手配すること。

(3) 最優先候補者

審査における価格評価（配点１００点）及び技術等評価（配点２００点）の評価点の合計点により最優先候補者を選定する。

ただし、技術等評価に係る審査委員全員の合計評価点が、満点の１，２００点の８０％（９６０点）に満たない提案者は選定対象から除外する。

審査委員会において選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(4) 契約締結

受注者は、津市契約規則に基づき、津市と契約を締結した上で業務を実施する。

6 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	提案書	×	○（注１）
	見積書	×	△（注２）
	その他提出書類	×	○（注１）
採点表（合計点）		○（注３）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注４）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注１） 提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注２） 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注３） 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注４） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

(留意事項)

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

7 その他

- (1) 提案書の作成、プレゼンテーションの参加等の提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 最優先候補者として選定された提案者に対しては、見積書を徴取した後に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約締結を行うこととする。
- (3) 提案者が以下に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
 - ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
 - イ 本業務の契約締結までに「2 参加資格」に規定する参加資格要件を欠く者となった場合
- (4) 社会情勢の急激な変動等のやむを得ない事情による場合を除き、提案内容の不履行や、改善措置を講じてもなお要求水準に満たない状況が生じた場合、上記(3)に係る対応のほか、業務履行の対価の減額や指名停止（名簿登録者の場合）等の対象とするものとする。